

○デジタル庁告示第十号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和六年度出産・子育て応援給付金（令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として支給される給付金であつて、市町村（特別区を含む。）から、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。